

## 就学援助制度について

那須町では、経済的な理由によって就学が困難であると認められる小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を支援する制度を設けています。

支給の対象となるのは、生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している下記の認定基準に該当する世帯（準要保護）になります。

### 1 準要保護世帯として認定となる世帯

- (1) 生活保護が停止又は廃止されたが、引き続き困窮している。
- (2) 住民税が非課税又は減免されている。
- (3) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている。
- (4) 国民健康保険税を減免又は徴収を猶予されている。
- (5) 児童扶養手当を受給している。
- (6) 生活福祉資金の貸付を受けている。
- (7) その他

### 2 申請に必要な書類（次年度から申請を希望される方は令和6年1月12日(金)までに那須中学校担任または事務までご連絡ください。下記(1)～(3)の申請書等をお渡します。）

- (1) 就学援助費受給申請書
- (2) 就学援助費受給申請者の家庭・生計状況等に関する申立書
- (3) 就学援助費補助金受給申請に係る承諾書兼委任状
- (4) その他（上記認定基準に該当することが確認できる書類。  
例：住民税の非課税証明書、児童扶養手当証書の写し等）

注1 申請に必要な(1)～(3)の書類は学校に用意してあります。お子さまが在籍する学校から書類を受け取り、必要事項を記入し、添付書類があれば添付の上、令和6年1月18日(木)までに提出してください。

注2 各書類の提出先は、お子さまが在籍している小学校又は中学校です。ただし、小学校と中学校のそれぞれに在籍している場合は、小学校へ提出してください。

注3 申請書提出後に地域の民生委員がご自宅にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。

### 3 その他

- (1) 各書類の受理後、教育委員会において申請内容及び校長の意見、必要に応じて各地区の民生委員の意見を参考に、援助の必要性について総合的に判断し認定いたします。
- (2) **小学校1年生は、5月15日までに申請し認定された方のみ4月分（新入学児童学用品費含む）から支給します。（他学年は、4月15日以降の申請は5月分から支給。）**
- (3) 申請日以前にさかのぼって、就学援助費を支給することはできませんので、申請希望の方は可能な限り、早い時期の申請をお願いいたします。
- (4) 現在、就学援助費の認定を受けている方も、毎年申請が必要です。
- (5) 就学援助費は、7月及び12月（必要に応じ3月）に、お子さまが在籍している学校を通して支給されます。
- (6) 申請は通年で受け付けております。

#### お問合せ先

那須中学校	TEL 0287-78-0520
那須町教育委員会学校教育課	TEL 0287-72-6922